

江東区職員等提案制度海外派遣等事業委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本区では、職員等の資質の向上及び政策形成能力の育成を図るため、職員等からの提案を広く募り今後の区政に反映していくことを目的とする「江東区職員等提案制度」を実施している。特に優秀な提案については、先駆的な政策を視察・研究し、その成果を区政の運営に寄与させることを目的とするため、海外への派遣を実施しており、本事業については、令和元年度以降、4年ぶりの実施となる。

2 業務概要

(1) 業務件名

江東区職員等提案制度海外派遣等事業委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約確定日の翌日から派遣終了日

(4) 委託上限額

5,172,500 円（税込）

3 参加資格

参加資格は次の要件をすべて満たす法人であり、要件の基準日は令和5年6月1日とする。なお、契約締結までの期間に要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で参加を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 訪問国に現地での対応可能な支店、提携サポートセンター等の提携先があること。
- (7) 日本の旅行業法に定める第 1 種旅行業登録事業者であること

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 5 年 6 月 2 日（金）～令和 5 年 6 月 27 日（火）
- (2) 質問受付期間
令和 5 年 6 月 2 日（金）～令和 5 年 6 月 15 日（木）【午後 5 時必着】
- (3) 質問回答日
令和 5 年 6 月 21 日（水）
- (4) 参加表明書・企画提案書の提出期限
令和 5 年 6 月 27 日（火）【午後 5 時必着】
- (5) 第 1 次審査結果通知
令和 5 年 7 月 4 日（火）
- (6) 第 2 次審査
令和 5 年 7 月 10 日（月）
- (7) 選定結果通知
令和 5 年 7 月 14 日（金）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和 5 年 6 月 2 日（金）～令和 5 年 6 月 27 日（火）
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 受付期限：令和 5 年 6 月 15 日（木）【午後 5 時必着】
 - イ 質問方法：持参・郵送・FAX または電子メールにより下記 1 2 提出先・問い合わせ先まで提出すること
 - ウ 回答日時：令和 5 年 6 月 21 日（水）
 - エ 回答方法：事業者名を除いた上で区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 参加表明書・企画提案書の提出
 - ア 令和 5 年 6 月 27 日（火）【午後 5 時必着】
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（郵送の場合は特定記録、簡易書留等確実な方法で郵送してください。）

※持ち込み先は、下記12提出先・問い合わせ先まで

6 提出書類

(1) 参加表明書【様式1】1部

(2) 企画提案書【任意様式】正本1部+副本8部

(注意事項)

※A4・横向き・左留め・両面・20枚まで

※事業者名は正本に記載し、副本には記載しないこと。

※提案内容には以下の項目を必ず盛り込むこと。

ア 視察先の提案内容（フードバンク及び多文化共生にかかる視察先の選定理由、視察先の具体的な活動内容、実績、紹介写真など）

イ 行程（交通機関、現地時間、視察先、宿泊先、食事の有無等）

ウ 視察国の紹介

エ 安全管理体制

オ 自治体や教育機関等において本事業と同種・類似の受注実績（年度、実施内容及び契約相手方）

(3) 価格提案書（見積書）【任意様式】正本1部

※事業者名記載及び代表者印押印し、見積書の宛名は、江東区職員等提案制度海外派遣等事業委託事業者選定委員会委員長宛にしてください。

(4) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明【原本】1部 ※発行から3か月以内のもの

(5) 会社概要書【様式2】正本1部

※会社概要（会社の取組内容）のわかるパンフレット等があれば1部添付してください。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象となることがある。

7 審査方法

第1次審査は提出された書類について、第2次審査はプレゼンテーション（説明及び質疑応答）について、本区職員で組織する「江東区職員等提案制度海外派遣等委託事業者選定委員会」が評価基準に基づいて審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「事業者選定評価基準」のとおり。

(2) 第1次審査（書類審査）の実施

企画提案書及び価格提案書について書類選考を実施し、点数の高い上位3者を1次審査通過者とする。同点数の者が複数の場合、価格提案書の金額が最も安価なものを上位者とする。

第1次審査の結果は、令和5年7月4日（火）にすべての参加事業者に電子メールで通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施

第1次審査の通過者を対象に企画提案書について、プレゼンテーション（説明及び質疑応答）を実施する。実施時刻・場所は、第1次審査の結果通知時に第1次審査通過者のみに案内する。

※プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり20分程度とする。

※プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うものとし、追加資料等は認めない。

※プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

※プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコンの使用を認めるが、機器は持参すること。（スクリーン、プロジェクターは区で用意する。）

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除き、第1次審査と第2次審査の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点の6割に達しない場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格判断基準

ア 本実施要領に示した条件に違反した場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第1次審査の通過者に選定または非選定の結果を通知する。

また、契約締結後速やかに、下記項目において本区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 支払方法

契約後2回払い

(内訳) 1回目 前払い 海外損害保険料

2回目 完了後一括払い 委託額残額

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (7) 提出された書類等はすべて本区に帰属し、参加事業者に返却しない。
- (8) 本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (9) 郵送や電子メール等の事故については、江東区はいかなる責任を負わない。

1 2 提出先・問い合わせ先

江東区政策経営部企画課 担当：田村・今泉

住 所：〒135-8383 東京都江東区東陽4丁目11番28号

電 話：03-3647-9167（直通）

F A X：03-3699-8771

メール：gyousei@city.koto.lg.jp